

## 蘇天爵『国朝文類』について

奥野, 新太郎  
九州大学大学院人文科学研究院 : 専門研究員

<https://doi.org/10.15017/1462142>

---

出版情報 : 中国文学論集. 42, pp.66-80, 2013-12-25. The Chinese Literature Association, Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

## 蘇天爵『国朝文類』について

奥野 新太郎

### 一 『国朝文類』の研究状況

『国朝文類』（通称『元文類』。以下『文類』と略称）は、元の蘇天爵（一二九四～一三五二）が編纂した元代詩文選集である。蘇天爵、字は伯修、真定（河北省正定）の人で、住居の滋溪書堂に因み滋溪先生とも呼ばれる。祖父以来の蔵書家の家系で、国子学貢举公試で第一位を得、大都路薊州判官を授かるのを皮切りに、翰林国史院典籍、応奉翰林文字、翰林修撰、江南行台御史、監察御史、奎章閣授經郎、中書右司都事、經筵參贊官、礼部侍郎、淮東道肅政廉訪使、湖広行省參知政事、陝西行台侍御史、集賢侍講學士、国子祭酒、江浙行省參知政事、大都路総管などを歴任。伝記に拠れば多くの著作があったとされるが、現在は別集『滋溪文稿』三〇卷のほか、『国朝文類』七〇卷、『国朝名臣事略』（通称『元朝名臣事略』）十五卷、『治世龜鑑』一卷、『劉文靖公遺事』一卷が伝わる。

『文類』には元刊本が二種<sup>1</sup>伝存しており、また元代の詩文には現在『文類』を通じてのみ伝わるものもあるなど、その文献的価値は非常に高い。然るに、『文類』は専ら資料として用いられるのみで、『文類』本体に関する本格的な研究は国内外ともに皆無に近い。例えば周雪根は『文類』の編纂意図や選文基準、該書の思想性や文学性、及び元代文学史における意義について簡単に紹介した上で、かかる『文類』がこれまで殆ど研究されていないのは元代研究における「損失」であると述べ、その研究の必要性を指摘する。我が国にも専論は無く、古松崇志が脩端「辯遼宋金正統」を論じる際に、それが収録されている『文類』についても言及し、『文類』における「歴史を残そうと

する蘇天爵の意図」や、該書の「限りなく国家編纂物に近い性質」など興味深い指摘をするも、惜しむらくは指摘にとどまり、詳論しない<sup>(3)</sup>。顏培建も蘇天爵に関する研究状況を整理した上で、蘇天爵研究全体の中でも『文類』研究はいまだ空白であると指摘しており、『文類』研究は中国文学研究における喫緊の課題の一つなのである。かかる現状に鑑み、本稿ではその初探として、『文類』という書物の持つ性格や、そこに見出される諸問題についての検討及び問題提起を試みる。

## 二 『文類』の構成

まず『文類』の構成を確認しておく。『文類』は全七〇巻で、西湖書院本は巻頭に出版文書のほか、王理序文（元統二（一三三四）年四月付）・陳旅序文（同年五月五日付）、さらに巻末には王守誠跋（元統三（一三三五）年三月三日付）があり、序文の日付はいずれも元統二年だが、実際にはその前年の元統元（一三三三）年には既に『文類』の編纂作業は完了していたと考えられる。陳旅の序に拠ればその編纂には二〇年もの歳月を費やしたと言う<sup>(4)</sup>。成書時には恐らくまだ出版はされていない<sup>(5)</sup>。成書時点で存命中の人の作品も収録するが、作者名は全て諱で表記する。また、蘇天爵と縁故の者の収録も多く、例えば蘇天爵の家族（祖父、父、本人など）に関する詩文のほか、師である安熙・呉澄・虞集らや、貢挙の際に蘇天爵を第一位に取り上げた馬祖常の作品などが多く見られるなど、私選としての要素も強く見られる。全体の構成は以下の通り。

卷一 賦騷／卷二 樂章 詩（四言）／卷三 詩（五言古詩）／卷四 詩（樂府歌行）／卷五 詩（七言古詩 雜言 雜體）／卷六 詩（五言律詩 七言律詩）／卷七 詩（七言律詩）／卷八 詩（五言絶句 七言絶句）／卷九 詔敕  
／卷十 冊文／卷十一 二制／卷十三 五奏議／卷十六 表／卷十七 表 牋 箴 銘／卷十八 頌 贊／卷十九 二六 碑文／卷二七 三 一 記／卷三二 六 序／卷三七 書／卷三八 説 題 跋／卷三九 題 跋／卷四〇 五 雜 著  
／卷四六 策 問／卷四七 策 問 啓 上 梁 文／卷四八 祝 文 祭 文 哀 辭 諡 議／卷四九 五 〇 行 狀／卷五一 墓 誌  
／卷五二 四 墓 誌 銘／卷五五 墓 碣／卷五六 墓 表／卷五七 六 八 神 道 碑／卷六九 七 〇 伝

蘇天爵『国朝文類』について

一見して、詩よりも文がその大部分を占めることがわかる。この点から、『文類』は現代の文学研究者によりその「文学的価値の低さ」をしばしば指摘されることもある。<sup>7)</sup>

また、作品の収録範囲についても、王理序に「金人江左を合わせて以て国初の作を攷え、至元大徳を述べて以て其の成を觀、延祐以来を定めて以て其の盛を彰す（合金人江左以攷国初之作、述至元大徳以觀其成、定延祐以来以彰其盛）」とあるのに起因するの<sup>8)</sup>か、『四庫提要』をはじめとして「元初から延祐までの作品を収める」という紹介や説明が今もなおしばしば踏襲されるが、『文類』には延祐以後の詩文も多く収録されており、完成直前までその編纂作業は続けられていた。<sup>9)</sup> この説明は事実と異なるばかりか、『文類』の性格を見誤らせかねない。

### 三 『文類』中のカアンの系譜

『文類』所収の作品のうち、『文類』の性格及び編纂過程を考える上で注目されるのは、卷二所収「太廟樂章」内の「十室樂舞」及び卷九所収の歴代カアンの即位詔である。<sup>10)</sup>

まず「十室樂舞」だが、『文類』に記録される十室は次の通りである（ゴチックはカアン）。

- 第一室 **太祖** 開成之曲 第二室 **睿宗** 武成之曲 第三室 **世祖** 混成之曲 第四室 **裕宗** 昭成之曲
- 第五室 **順宗** 慶成之曲 第六室 **成宗** 守成之曲 第七室 **武宗** 禧成之曲 第八室 **仁宗** 歆成之曲
- 第九室 **明宗** 永世之曲 第十室 **英宗** 献成之曲

注目すべきは第九室の明宗である。『文類』が完成したと思しき元統元年から五年前の天曆元（一三二八）年、モングルではカアンの位をめぐる戦い（天曆の内乱）があった。<sup>11)</sup> 泰定帝崩御ののち、上都で即位したその息子天順帝と、武宗の息子である文宗との間で激しい戦いが行われた。そして、エル・テムルの擁する大都の文宗陣営が上都陣営を破り、天曆元年九月に文宗が即位する。一方、翌年正月にはカラ・コルムにて文宗の兄明宗が即位したため、文宗は兄に玉璽を讓る（四月）。だが八月には明宗が崩御し、同月十五日、文宗が復位する。そして、翌至順元（一三三〇）年、文宗は明宗を宗廟に祀り、「永世之曲」を作る。<sup>12)</sup> 『文類』完成の三年前である。『文類』所収の十室は、

この明宗升祔以後のものである<sup>(8)</sup>。さらに、明宗の配置も注目される。歴代カアンの即位順序の実際は「仁宗↓英宗↓泰定帝↓文宗↓明宗↓文宗」となっており、明宗が英宗の前に配置されるのはおかしい。ここには武宗の遺志が関わっている。『元史』卷三一「明宗本紀」に「成宗崩じ、(大徳) 十一(一三〇七) 年、武宗入りて大統を継ぎ、仁宗を立てて皇太子と為し、命じて次を以て帝(明宗) に伝えしむ(成宗崩、十一年、武宗入継大統、立仁宗為皇太子、命以次伝於帝)」とあるように、武宗は自身の後継として、母ダギの願いを受け入れて弟の仁宗を皇太子として立てるも、その次は自身の長男である明宗が継ぐことを望んでいた。だが皇太后ダギによって、武宗の遺志に反し、仁宗の息子英宗が立てられた。『元史』卷一一六「ダギ伝」にも、「太后明宗の少時に英氣有りて、英宗稍や柔儒にして、諸群小の明宗を立てるを以て必ず己に利あらずとするを見、遂に英宗を擁立す(太后見明宗少時英氣、而英宗稍柔儒、諸群小以立明宗必不利於己、遂擁立英宗)」と記されている。その後、泰定帝を経て、ようやく武宗の息子達にカアンの位が承継されることとなる。そして、『元史』卷三四「文宗本紀」に「(至順元年三月) 己巳、明宗の升祔を議し、英宗の上に序するは、順宗・成宗廟遷の例に視う。……壬申、玉冊・玉宝を奉じ、明宗の神主を太廟に祔る(己巳、議明宗升祔、序于英宗之上、視順宗・成宗廟遷之例。……壬申、奉玉冊・玉宝、祔明宗神主于太廟)」とあるように、文宗によつて、明宗が太廟に祀られ、英宗の前に配されるのである。つまり『文類』所収の「十室樂舞」は明宗升祔以後、即ち文宗朝の見解が反映されたものであり、それはチングスから文宗に至るカアンの系譜となっている。

さらに「十室」に関連して、『文類』卷九には世祖から寧宗に至る歴代カアンの即位詔が録されるが、そこには世祖、成宗、武宗、仁宗、英宗、文宗(復位詔も)、寧宗の即位詔を収める一方で、泰定帝及び明宗の即位詔は無い。『文類』完成直前に発布された寧宗の即位詔まで収録することを考えると、これは些か奇異と言えるが、先の「十室樂舞」と併せて見ると、泰定帝の即位詔は意図的に載せなかったと考えられる。天曆の内乱において、文宗陣営と泰定帝陣営は敵対しており、文宗は即位するや否や、天曆元年十月に泰定帝の父顯宗の廟を毀している<sup>(9)</sup>。そして、『文類』所収の即位詔が示すカアンの系譜からも、泰定帝は除外されているのである。これは文宗朝の見解を反映させた処理と見なすほかあるまい。明宗、文宗は、泰定帝に廟号すら贈らなかつたほどである。また明宗の即位詔も

載っていないが、卷十に収める諡冊文には「明宗皇帝諡冊文」が含まれていることから、泰定帝とは違い、何らかの事情で載せることが出来なかった可能性が高い<sup>16)</sup>。

また、卷十には皇后の冊文が収録されるが、そこにはカアンの皇后であるチャブイ（世祖皇后）、アナンシュリー（仁宗皇后）、八不罕（泰定帝皇后<sup>17)</sup>）の三名の冊文が収められ、そこに皇太后であるココジン（裕宗皇后）、ダギ（順宗皇后）が加わる。即位詔に比べると甚だ限定的であり、しかも即位詔では除外された泰定帝の皇后も掲載されている。これは何故だろうか。ここで注目されるのは、ここに見える皇后はいずれもコンギラト氏であるということだ。そして、即位詔が収録されながらも皇后の冊文が見えない成宗、武宗、英宗は、いずれも皇后がコンギラト氏ではない<sup>17)</sup>。一方、文宗にとり排除の対象であった泰定帝の皇后八不罕も、コンギラト氏という一点において、チャブイら他の皇后と共通する。岡田英弘が指摘するように、コンギラト氏は代々カアンの姻戚として、元朝政権で大きな勢力を有していた<sup>18)</sup>。そして、文宗皇后のブツダシュリーもまた、コンギラト氏である。卷十の皇后冊文の選択には、或いはこのコンギラト氏という血統が関わっているのかもしれない<sup>19)</sup>。

そして、至順三（一三三二）年十月に即位し、翌十一月に天逝した寧宗の即位詔を収めながら、翌元統元（一三三三）年六月に即位した恵宗の即位詔が収められていないことから、『文類』の編纂作業は、恵宗が即位する元統元年六月以前に既に終了していたと考えられる。『文類』収録作の下限がしばしば「延祐まで」とされるのは誤りだと先に述べたが、このように、『文類』には成書直前に書かれた文章も収録されており、編纂に二〇年を費やしつつ、その内容は絶えず更新されていたのである。そしてそこには、文宗朝の見解が反映されていた<sup>20)</sup>。

#### 四 経世大典序録

さらに、卷四〇〜四二に収録される「経世大典序録」も注目される。『経世大典』は文宗の即位記念物<sup>21)</sup>として編纂された漢文の政書である。文宗は即位翌年の天曆二（一三二九）年三月に奎章閣学士院を大都に設置し、その同年八月に復位すると、翌九月に、エル・テムルらを総監として編纂を開始し、至順二（一三三二）年五月に完成した。

『文類』完成の直前に編纂された書物である。『経世大典』は『唐会要』『宋会要』を継ぐものとして編纂され、全八〇巻に及ぶ大部なもので、元代研究の重要な資料となるべき書物であったが、現在は散佚しており、『文類』所収の序録や『永樂大典』に残る引用が कारणうじてその内容を後世に伝えている。

「序録」の冒頭を飾る虞集の序（巻四〇）には、

迺天曆二年冬、有旨命奎章閣学士院与翰林国史院、参酌唐宋会要之体、会粹国朝故实之文、作为成书、赐名『皇朝经世大典』。明年二月、以国史自有著述、命閣学士、専率其属而为之。

迺ち天曆二年冬、旨有りて奎章閣学士院と翰林国史院とに命じ、唐宋の会要の体を参酌し、国朝の故実の文を会粹し、作為して書を成さしめ、名を『皇朝經世大典』と賜う。明年二月、国史の自ら著述有るを以て、閣学士に命じ、専ら其の属を率いて之れを為さしむ。

と見え、当時蘇天爵が応奉翰林文字として所属していた翰林国史院も編纂に関わっていたことがわかる。『文類』が七〇巻のうち実に三巻もの紙幅を割いて序録を収めるのも、或いはここに起因するものであろう。また、直前に勅命で編纂された国家編纂物の序録を大量に収録するあたりも、『文類』をして単なる私選とは異なるものたらしめている。因みに『経世大典』については、『文類』卷十六に欧陽玄による「進経世大典表」も収録される。この表は題下注に「至順三（一三三二）年三月」とある。至順三年と言えば、『文類』完成の前年である。先の即位詔や冊文の選択、及びこの経世大典序録の収録は、果たしてこれが蘇天爵個人の意志に由るものとは考えにくく、編纂の過程（特に後期）で何らかの外部の意志が介入した可能性<sup>23</sup>がある。

以上をまとめると、『国朝文類』は蘇天爵の私選に係るものながら、時の政権の見解を反映させており、また宮中儀礼に用いる楽章の歌辞<sup>24</sup>や、国家編纂物の序録を大量に収録するなど、古松も指摘するように、「公（官）」の要素が非常に強い選集であることがわかる。そして、かかる性格を有する『文類』は、至正二（一三四二）年、蘇天爵存命中に、国家出版物として、西湖書院<sup>25</sup>より出版されるのである。



五 勝国南宋の処理——文天祥と謝枋得

次に、『文類』中の勝国の扱い方についても見ておきたい。ここにも『文類』の性格に関わる事柄が看取される。『文類』は書名に「国朝」と冠するように、元一代の詩文選集であるが、王理序に「金人江左を合わせて以て国初の作を考え」とあるように、金末・宋末を「国朝」の起点として含んでいる。うち、本稿では南宋について取り上げてみたい。王理はかく言うものの、『文類』中に南宋に関する詩文は多くない。だがその少ない例の中に、注目すべきものが存在する。それは文天祥と謝枋得である。

まず文天祥だが、『文類』巻六に徐世隆「挽文丞相」詩を収める。

大元不殺文丞相 君義臣忠兩得之 大元文丞相を殺さず、君義と臣忠と両つながら之れを得たり。

義似漢皇封齒日 忠於蜀將斫頭時 義は漢皇の齒を封ずる日に似、忠は蜀將の頭を斫る時よりす。

乾坤日月華夷見 海嶺風霜草木知 乾坤の日月は華と夷と見るも、海嶺の風霜は草木のみ知る。

只恐史官編不尽 老夫和淚写新詩 只だ史官の編みて尽くさざるを恐れ、老夫涙と和して新詩を写す。

徐世隆（一二〇六〜八五）は金末元初の人。金亡後、嚴実の東平幕府へ身を寄せ、その後クビライに用いられた。この詩で注目されるのは、文天祥の「臣忠」を讃えつつ、文天祥の人と為りに感じ、彼を殺さず登用しようとしたクビライの「君義」をも同時に讃えている点である。例えばこの詩を次に挙げる潘音「悼文丞相」詩（『元詩選』初集庚集「待清軒遺稿」）と比較してみよう。

回首中原已陸沈 捐軀朔漠氣蕭森 首を回せば中原已に陸沈たり、軀を朔漠の氣の蕭森たるに捐つ。

恐吹余燼成炎漢 未許黃冠返故林 余燼を吹きて炎漢と成すを恐れ、未だ黃冠の故林に返るを許さず。

社稷忽生千古色 綱常無忝百年心 社稷は忽ち千古の色を生ずるも、綱常は百年の心に忝じる無し。

總拚清骨榮荒草 不復胡沙掩素襟 総い清骨を拵てて荒草を榮うも、復た胡沙をして素襟を掩わしめず。

潘音（一二七〇〜一三五五）は天台の人で、『元詩選』の小伝には「生まるること十歳にして、崖山の変を聞き、昏迷して食らわざること日を累ぬ（生十歳、聞崖山之變、昏迷不食者累日）」と記され、終始元に仕えることは無



かつた。この詩は南宋の立場から文天祥を悼んだものである。文天祥は蕭森たる砂漠に囚われ、祖国へ帰ることもできず、荒草の中に骨を埋めることになった。ここに描かれるモンゴルは南宋側の眼に映った得体の知れぬ辺境の砂漠であり、たとえ死んでも屈すべからざる相手である。先の徐世隆詩とは視点が全く異なっている。このように、文天祥を詠ずる作品はともすればモンゴル批判ともなり得るなか、徐世隆の詩は選択に際する蘇天爵の配慮の跡が窺えるものと言えよう。また卷三六には許有壬「文丞相伝序」が収められるが、

宋養士三百年、得人之盛、軼唐漢而過之遠矣。盛時忠賢雜選、人有余力、及天命已去、人心已離、有挺然獨出於百万億生民之上、而欲拳其已墜、統其已絕、使一時天下之人、後乎百世之下、洞知君臣大義之不可廢、人心天理之未嘗泯、其有功於名教為何如哉。

宋士を養うこと三百年、人を得るの盛、唐漢を軼して之れを過ぐることを遠し。盛時には忠賢雜選として、人に余力有るも、天命已に去るに及べば、人心已に離れ、挺然として独り百万億の生民の上に出でて、其の已に墜ちたるを挙げ、其の已に絶ゆるを続けんと欲し、一時の天下の人をして、百世の下を後ろにし、君臣の大義の廢すべからずして、人心の天理の未だ嘗て泯びざるを洞知せしむ、其の名教に功有ること何如と為すや。

という書きぶりからもわかるように、元人として、宋とは一線を引いた客観的な立場から記述している。そして「宋の亡びるや、節を守り屈せざる者之れ有り、而して未だ有為の公の若き者有らず、事は固より成敗を以て論ずるべからず、然れば則ち宋三百年の養士の功を収むる者、公一人のみ（宋之亡、守節不屈者有之、而未未有為若公者、事固不可成敗論也、然則収宋三百年養士之功者、公一人爾）」と述べ、文天祥の人と為り、引いては「宋三百年養士之功」を讃えるが、だからと言って元を宋の敵国としてことさらに描く記述はない。因みに許有壬（一二八七—一三六四）は元朝の官僚であり、蘇天爵『国朝名臣事略』の序文も書いている。

次に謝枋得だが、『文類』卷六七に李源道「故宋文節先生謝公神道碑」が収められる。謝枋得は南宋の遺民を代表する人物の一人として知られ、『宋史』本伝の論贊にも「欽崎として以て臣節を全うす」（卷四二五）と、その忠を顕彰されている。神道碑にも、

天詔宋命、皇元一四海而統之。至元廿三年、行御史台侍御史程鉅夫以宋遺士三十人薦于朝、於是江東謝枋得

在挙中被徴、丁内艱辞。亡何、連詔江浙行省丞相蒙古台、江西行省左丞管如德召、皆不起。廿六年春正月、福建行省参政魏天佑復被旨集守令戍将、迫蹙上道、迺行。夏四月、至京師、不食死。

天宋命を訖え、皇元四海を一にして之れを統ぶ。至元廿三（一二八六）年、行御史台侍御史程鉅夫宋の遺士三十人を以て朝に薦むるに、是に於て江東謝枋得挙中に在りて徴さるるも、内艱に丁たりて辞す。何も亡く、連りに江浙行省丞相蒙古台、江西行省左丞管如德に詔して召さしむるも、皆な起たず。廿六（一二八九）年春正月、福建行省参政魏天佑復た旨を被りて守令戍将を集め、上道を迫蹙れば、迺ち行く。夏四月、京師に至り、食らわずして死す。

とある。謝枋得は南宋滅亡後、元朝より幾度も召されたが承けず、ついに魏天佑によって強制的に大都へ連れてこられたが、絶食して死を選んだことはよく知られている。文天祥と謝枋得に共通する点は、両者とも南宋滅亡後に元朝側からその人材を認められ、元に仕えるよう説得を受けた経緯があることである。言い換えれば、両者はいずれも宋に殉じてはいるが、元朝にも高く評価された人物なのである。そして、宋に殉じた人々は他にも大勢いる中で、この両者が特に『文類』に留められた理由も恐らくここにあると考えられる。そう考えると、例えば文天祥や謝枋得を収録しながら、同じく南宋の遺民として知られる謝翱などに関するものが収録されていないのも理解できる。『文類』中で、文天祥と謝枋得は「元朝側の視点」によって選ばれたと言つてよいであろう。

続いて、この「元朝側の視点」について少し見てみたい。『文類』巻五六に徐琰「故宋兵部侍郎徐公墓表」、吳澄「故宋勇勝軍統制官詹侯墓表」なる文が見える。いずれも宋人の墓表であるが、そこにも「元朝側の視点」が指摘できる。まず「故宋兵部侍郎徐公墓表」だが、この墓表の主徐卿孫（一二二六〜八〇）は江西臨江の人で、対元戦争の最中、当時の政権の政策を批判し続けた人物である。墓表も、

国朝自至元初元用兵襄漢以来、駢書狎至、日告克捷。既下襄陽、渡大江、所向風靡、有城郭封疆之任者、若崩厥角恐後。卒之混一区宇、際天薄海、罔不臣妾。是雖廟謨雄断、師武臣力之故、而江南謀国用世之士、亦従是可知。

国朝至元初元に兵を襄漢に用いてより以来、駢書狎いで至り、日に告捷を告ぐ。既にして襄陽を下し、大江

を渡り、向う所風靡し、城郭封疆の任有る者、崩るるが若く厥角して後るるを恐る。卒に之れ区宇を混一するに、際天薄海、臣妾ならざるなし。是れ廟謨の雄断、師武の臣力の故と雖も、江南の謀国用世の士も、亦た是れより知るべし。

という書き出しから始まっており、宋人の墓表でありながら、そこには「元朝側の視線」が明示されている。従って、文中で「言は大にして其の細を遺さず、謀は遠くして近きを略さず、事を料ること精密にして、論を置くこと切宜なり、吾が徒をして其れ国計を為さしむるも、亦た過ぎざるのみ（言大而遺其細、謀遠而不略於近、料事精密、置論切宜、使吾徒其为国計、亦不過爾）」というその才知について「天与の為謀にして、神授の策なる者（天与為謀、神授之策者）」と称賛しながらも、文全体を通じて、元朝への批判を述べる箇所は無い。

次に「故宋勇勝軍統制官詹侯墓表」だが、これは詹鈞（一一〇八〜五九）の墓表である。詹鈞は開慶元（一二五九）年に蜀で戦死し、当時四歳であった彼の息子は、詹鈞の勇猛に感じたクビライの命令により、元将董文炳に育てられた。土龍と名付けられた息子は、長じると父の事跡を偲び、呉澄に墓表の執筆を依頼する。これもモンゴルと戦った宋将の墓表であり、その最期についても、

侯被執、帥壯其勇、期生之。侯大罵求速死、亦不加害。翼日、帥親視其創、饋之食与藥、侯擲去弗受。絡置馬上、載以行、八日不食。至播州土門、逼令招城中不行、遇害。

侯（詹鈞）執わるるも、帥其の勇を壯とし、之れを生かさんと期す。侯大いに罵りて速やかなる死を求むるも、亦た害を加えず。翼日、帥親ら其の創を視、之れに食と藥とを饋るも、侯擲去して受けず。馬上に絡置し、載せて以て行くに、八日食らわず。播州の土門に至るに、逼りて城中を招かむるも行かず、害に遇う。

と、その死について記されている。だがこの文も、全篇を通じてモンゴルへの非難に言及するものは無い。さらに詹鈞の場合、敗軍の後、その才を見込まれ、生きながらに連行されるも、最後まで拒み続けて死を迎えるという点が、先の文天祥や謝枋得と共通する点も注目される。これらの文章に共通するポイントは、宋人に関する詩文でありながら、執筆者がいずれもモンゴルに仕えていた人間だということである。つまり、宋人が宋人の立場で宋人について書いたものを蘇天爵は選んでいないということになり、このことは注意されてよい。

以上、『文類』という書物の性格について、注目すべき点を簡略ながら述べてきたが、そこには成書時の政権の影響や、編者による「元朝側の視点」などが看取できるのである。

## 六 元人選元代詩文選集の研究価値

最後に、『文類』に代表される元人選元代詩文選集の研究価値について筆者の考えるところを提示し、本稿の結びに代えたい。元代文学研究において、後世の見方や価値観、或いは先入観を排し、元人自身の認識に基づく元代文壇を再構築する上で、元人選元代詩文選集は最も有効な資料となり得る。元代には『文類』以外にも多くの元人選元代詩文選集が編纂されている。例えば周南瑞が編んだ『天下同文集』五〇巻という本がある。周南瑞は江西安成の人で、この本は書名及び劉將孫の序文の内容からもわかるように、モンゴルによる南北混一を強く意識して編まれたものであるが、そこに収録される作者の経歴を調べると、江西出身者乃至は江西に縁のある人物が多く、『文類』とは収録される作者の顔ぶれが大きく異なる。そのほか、杜本『谷音』二巻、傅習・孫存吾編『皇元風雅』前後集各六巻、蔣易『国朝風雅』三〇巻、戴良『大雅集』八巻など、それぞれの選集について、その特色を見極めつつ収録状況を分析し、相互に比較検討することで、元人が元代文壇をどのように捉えていたのか、その認識に近づくことができるだろう。このことは独り元代文学のみならず、文学史研究の大きな問題である、文学史上の金元交替、宋元交替を考える上でも有用な材料となり得るはずである。また、「元代」という時代は指す範囲が非常に曖昧で、その起点について、或いはチンギス即位、或いはクビライの国号制定、また或いは南宋接収と、複数の見方が存在する。さらに「元代文学」ともなると、果たして那辺を以て「元代文学」の起点とするのか、何を以て「元代文学」とするのか、「元代」の指す範囲と同様、研究者の間でも見解は一致しない。この問題について考える際にも、『文類』をはじめとする、元人自身が「国朝の詩文集」として編纂した各種選集の収録状況の上限を比較検討することにより、有用な手掛かりが得られる可能性がある。この問題は、先述の金宋元をめぐる文学の変遷とも関わるものでもあろう。『文類』を含む元人選元代詩文選集の研究は元代研究の喫緊の課題であり、かつそこには文学史

研究上の大きな可能性も有しているのである。

## 注

(1) 西湖書院本及び翠巖精舎本。本稿では西湖書院本(四部叢刊初編所收影元至正年間杭州路西湖書院刊本)を底本とする。なお鍾彦飛「元人選編元代詩文總集叙録」(『開封教育學院學報』第三一卷第四期、二〇一一年)に拠れば、翠巖精舎本は至正元(一三四一)年刊と言う。宮紀子『モンゴル時代の出版文化』(名古屋大学出版会、二〇〇六年)も翠巖精舎本は「現行の西湖書院本より古い可能性がたかい」(三〇一頁、注一二)と指摘する。だが筆者は翠巖精舎本を未だ実見できておらず、両者の関係についての詳細な調査は今後の課題とする。

(2) 周雪根「《国朝文類》研究芻議」(『江西師範大學學報』(哲学社会科学版)第四二卷第四期、二〇〇九年)。

(3) 古松崇志「脩端「辯遼宋金正統」をめぐる——元代における「遼史」「金史」「宋史」三史編纂の過程——」(『東方學報』京都第五七冊、二〇〇三年)に「先行研究においてもすでに指摘されているように、蘇天爵によるこれらの書物の編纂は、当代すなわち元代の歴史を後世に伝えようという意識にもとづいてなされたものであった。名臣の伝記を集めた『国朝名臣事略』がそうであることはいうまでもないが、詩文集である『国朝文類』についても、王理の序文が明言するように、「載事」すなわち事実を伝える文章を最優先して著録している。今ここに詳述する余裕はないが、『国朝文類』中のそれぞれの詩文がなぜ採録されたのかについて、ひとつひとつ詳細に検討していくと、歴史を残りそうとする蘇天爵の意図をはっきりと見出すことができる。蘇天爵は泰定元年(一三二四)から七年間にわたり翰林国史院に在籍し、国家の歴史編纂事業にも参加したことがある経歴の持ち主であった。それゆえ『国朝文類』は蘇天爵の私選にかかる書物であるとはいうものの、政権における編纂事業を行いながら、同時に個人の労力を費やして編纂されたものであり、その内容は翰林国史院において利用可能な文献史料をも集成した、限りなく国家編纂物に近い性質のものであった」と。

(4) 顔培建「元代史学家蘇天爵研究芻議」(『南京曉莊學院學報』二〇一一年一月第一期)に「目前研究多放在『事略』

蘇天爵『国朝文類』について

和『文稿』上面、而对于其它著作如『文類』・『龜鑑』和活動便缺乏研究。從已發表的13篇論文來看、有7篇只是針對『事略』和『文稿』而写的、而針對『文類』和『龜鑑』的研究還是空白」と。

(5) 陳旅序に「積二十年凡得若干首、為七十卷」と。

(6) 陳旅序に「廷論以『文類』猶未流布於四方也、移文江浙行省、鈔諸梓」とあることから、元統二年刊と見なされることままたあるが、西湖書院本巻頭の出版文書には江浙等儒學提學司が至元二(一三三六)年十二月六日に江浙等行中書省掾史崔適の割付を承けたとあり、これは陳序に言う「移文江浙行省」の結果と考えられる。然らば陳序は「諸れを梓に鈔まんとす」と訓じ、『文類』の出版は文書に記される至正二(一三四二)年となるだろう。もし陳序の日付を刊行年とするなら、その翌年(一三三五)に書かれた王守誠跋の『名臣事略』及是書皆將刊布天下」という表現と合わないが、刊行準備中と考えれば王跋の表現も合点がいく。

(7) 例えば馬積高・黄鈞『中国古代文学史(下冊)』(湖南文艺出版社、一九九二年)は「現存元人最重要的散文選集『元文類』、其編選原則正体现了這一傾向。……其選文標準、偏重于作品的文獻史料價值和政治倫理意義、不大考慮其文学色彩」(一三〇―一四頁)と述べる。

(8) 例えば至順三(一三三二)年十月四日に即位した寧宗の即位詔(虞集草詔、卷九)なども収められる。

(9) 古松前掲論文も卷九、巻十の重要性を指摘する。

(10) 杉山正明「大元ウルスの三大王国——カイシヤンの奪權とその前後——(上)」(『京都大学文学部研究紀要』三四、一九九五年)、同氏『モンゴル帝国の興亡(下)——世界経営の時代』(講談社現代新書、講談社、一九九六年)、岡田英弘『モンゴル帝国から大清帝国へ』(藤原書店、二〇一〇年)「概説モンゴル帝国から大清帝国へ」を参照。

(11) 『元史』卷六九礼楽志に「文宗天曆三年(至順元年)、明宗耐廟酌獻、奏「永世之曲」と。

(12) なおこの「十室」は『元史』礼楽志が記録するそれとは異なっており、その点においても注目されてよい。『元史』礼楽志に収める「十室楽舞」は泰定帝の頃のものであり、その構成は、

- 第一室 太祖 開成之曲
- 第二室 睿宗 武成之曲
- 第三室 世祖 混成之曲
- 第四室 裕宗 昭成之曲
- 第五室 顯宗 徳成之曲
- 第六室 順宗 慶成之曲
- 第七室 成宗 守成之曲
- 第八室 武宗 威成之曲



第九室 仁宗 欽成之曲 第十室 英宗 獻成之曲

となり、『文類』とは異なる。なお、武宗の曲名が『文類』と『元史』で異なる点については未詳。

- (13) 天曆元年の文宗即位詔にも「至於晋邸(泰定帝)、具有盟書、願守藩服、而與賊臣帖失、也先帖木兒等潛通陰謀、冒干宝位、使英皇不幸權于大故」(『文類』卷九)とあり、西湖書院本は「晋邸」の前に空格も無い。

- (14) 『元史』卷三二文宗本紀に「(天曆元年十月)丁巳、毀顯宗室、升順宗附右穆第二室……」と。

- (15) 明宗が即位したのはカラ・コルムであり、文宗とは完全に陣営を異にしていた。『元史』明宗本紀にも明宗の即位詔は記録されない。

- (16) 袁桷「皇后冊文」にはそれとわかる文辞は無いが、『文類』中の収録順序及び袁桷の没年に鑑みるに、この冊文は泰定帝皇后八不罕のものと思われる。

- (17) 武宗の皇后はコンギラト氏だが、明宗・文宗の生母はいずれもコンギラト氏ではない。

- (18) 岡田英弘前掲書を参照。

- (19) だが、このように考えた場合、同じくコンギラト氏である顯宗皇后のブヤン・ケルミシユが収録されない理由が説明できなくなる。本稿では飽くまで指摘にとどめ、今後のさらなる考察に期したい。

- (20) 因みに卷十の諡冊文も、元統二年正月に諡を奉られた文宗の諡冊文は含まない。

- (21) 他にも例えば卷十八には虞集「青宮受宝頌」が収録される。これには天曆二(二三二九)年六月の日付があるが、この時の皇太子は文宗である(同年四月の明宗即位とともに皇太子に立てられた)。さらに卷二六には馬祖常「太師太平王定策元勳之碑」があるが、この碑は文宗朝の功労者であるエル・テムルの功績を称え、至順元(一三三〇)年二月に文宗の勅命によって立てられたものである。

- (22) 杉山正明前掲書(二二三頁)に指摘がある。

- (23) 『文類』完成当時、蘇天爵は四〇歳である。文宗崩御(一三三二年)ののち、二〇年の歳月を費やしてきた『文類』の編纂作業を打ち切り、出版の運びになったのも、或いは何か外的要因が作用したのかもしれない。国朝一代の詩文を集める『文類』の性格を考えると、その後さらに時間を費やしても不思議は無い。なお『国朝名臣事略』もやはり

蘇天爵『国朝文類』について



同時期に出版され、許有壬、王理、歐陽玄の序、王守誠の跋がある。

(24) 例えば『文類』と同じく同時代人による同時代詩文集である呂祖謙『宋文鑑』にはかかる歌辞は収めない。姚鉉『唐文粹』は唐朝の歌辞を収録するが、姚鉉は宋人であり、『文類』とはその意味合いは異なる。

(25) 西湖書院は至元末に当時浙江廉訪使であった徐琰が南宋の太学跡に創設したもので、宋以来の豊富な蔵書を活かし、書物の校勘や出版を盛んに行なった(金達勝・方建新「元代杭州西湖書院蔵書刻書述略」(『杭州大学学报』第二五卷第三期、一九九五年)。

(26) なお、『文類』には劉辰翁(一二三二〜九七)の詩が一篇収録されている。劉辰翁は一般に宋末の愛国詞人として知られ、筆者はかつてその愛国者像に異を唱えたこともあるが(拙稿「劉辰翁の「愛国詞人」のイメージについて」(『中国文学論集』第四一号、二〇一二年)、何れにせよ、数ある宋末遺民の中で何故彼の詩を収録したのかは疑問であり、今後の検討課題としたい。